

平成19年度 環境モニタリング計画（案）について

1 水質モニタリング計画（案）

（1）平成18年度計画との変更点

調査地点について

ア-16（放流支川上流）は、浸出水処理施設の放流水が沢水と合流した直後の水質の監視を目的として設定された調査地点ですが、沢水が涸れることにより欠測が多く、平成17年度は12回中5回、平成18年度はこれまで11回中8回が欠測となりました。

このような状況では、年間を通して継続的に水質の状況を把握することができないこと、また、今後沢水が回復する可能性は低いことから、ア-16における調査継続の必要性について検討しました。

その結果、浸出水処理施設では基本的に水質モニタリングと同日に放流水の水質分析を行っていること、ア-16の下流にあるア-17（放流支川下流）でもモニタリングを実施していること、また、ア-16からア-17までの間には水質汚濁の発生源等はないことから、ア-16を廃止しても十分に放流支川のモニタリング効果は得られると考えられたため、ア-16は平成18年度で廃止することとします。

調査地点	廃止の理由
ア-16（放流支川上流）	沢水が涸れることにより、欠測が多いため。

調査回数について

鉛直遮水壁本体が完成したことにより、不法投棄現場からの汚染の拡散はなくなると考えられますが、平成19年度からは本格撤去を開始し、地中廃棄物の掘削作業等が行われることから、基本的に平成18年度と同じ回数で調査を行うこととします。

ただし、岩手県が県境部分に設置する汚染拡散防止工の直近に位置する調査地点（ア-26～29（県境2～5））については、地下水位の低下等遮水効果が確認され、岩手県側からの流入がなくなったと判断された場合、調査回数の減少又は廃止を検討することとします。

また、その他の調査地点についても、調査結果等に応じて、適宜調査回数等を見直すこととします。

（2）平成19年度モニタリング計画（案）

調査地点

別図1及び別図2のとおり

調査回数及び調査項目

別表（平成19年度水質モニタリング計画表（案））のとおり

2 有害大気汚染物質モニタリング計画（案）（変更なし）

調査地点	調査回数	調査項目
県境境界 (A-1a) 敷地南側 (A-1b) 敷地西側 (A-1c)	4回/年	ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン

調査地点は別図3のとおり

3 大気汚染物質モニタリング計画（案）（変更なし）

調査地点	調査回数	調査項目
上郷地区 (A-2)	4回/年 (各回連続1週間)	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、 風向、風速、気温、湿度

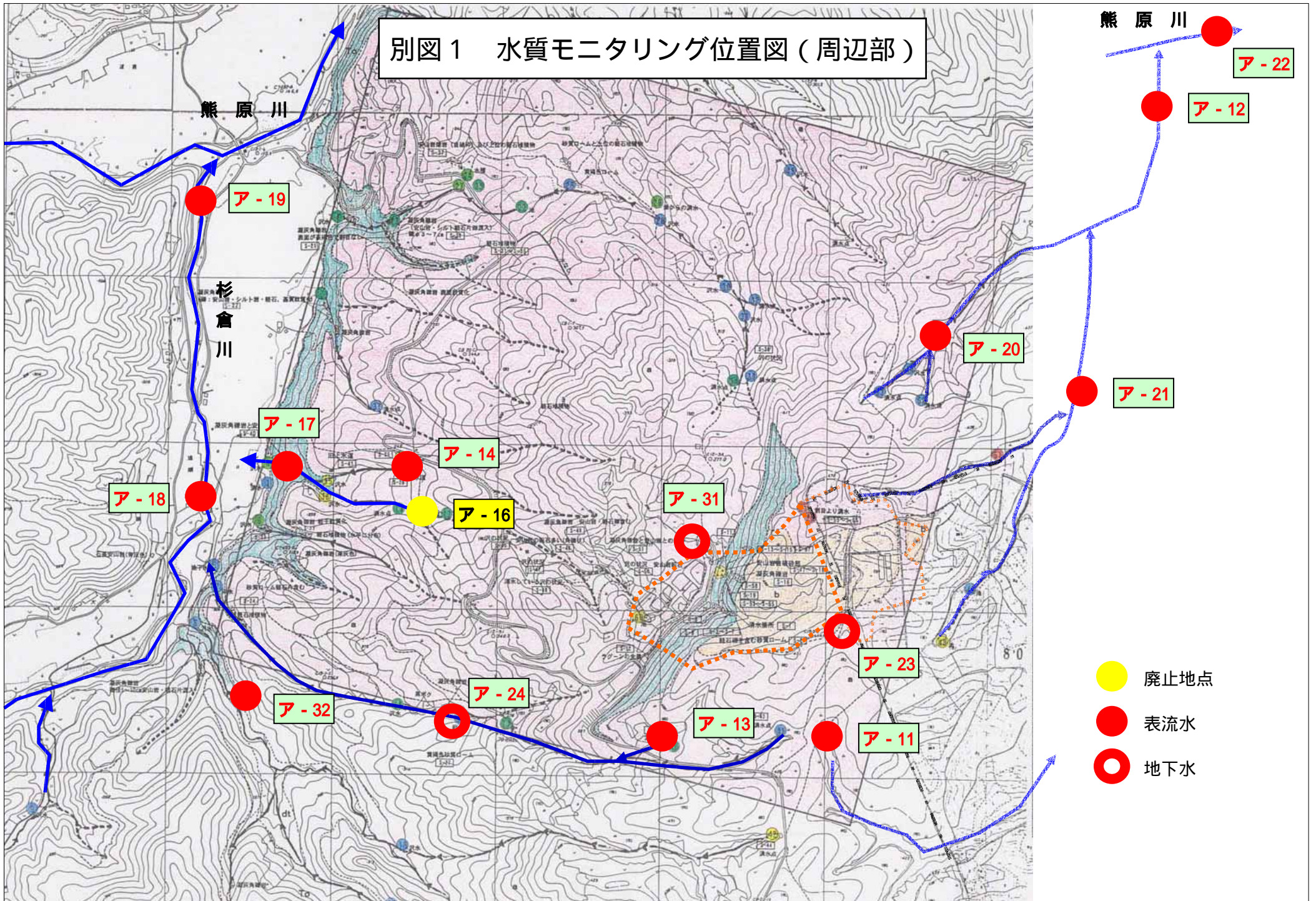
調査地点は別図3のとおり

4 騒音振動モニタリング計画（案）（変更なし）

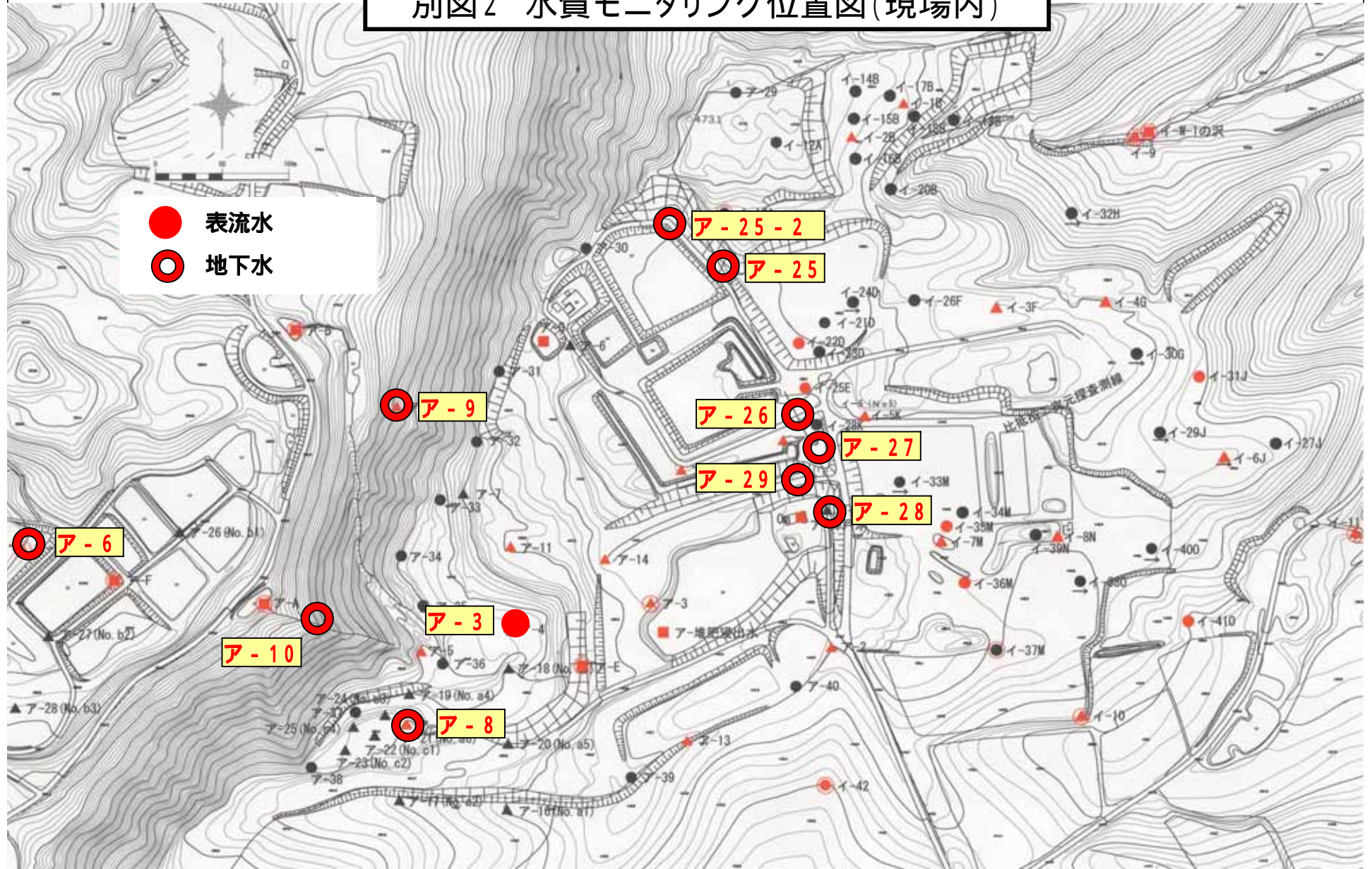
調査地点	調査回数	調査項目
上郷地区 (A-2) 関地区 (A-3) 田子地区 (A-4)	4回/年	騒音音圧レベル 振動加速度レベル(鉛直方向) 自動車交通量

調査地点は別図4のとおり

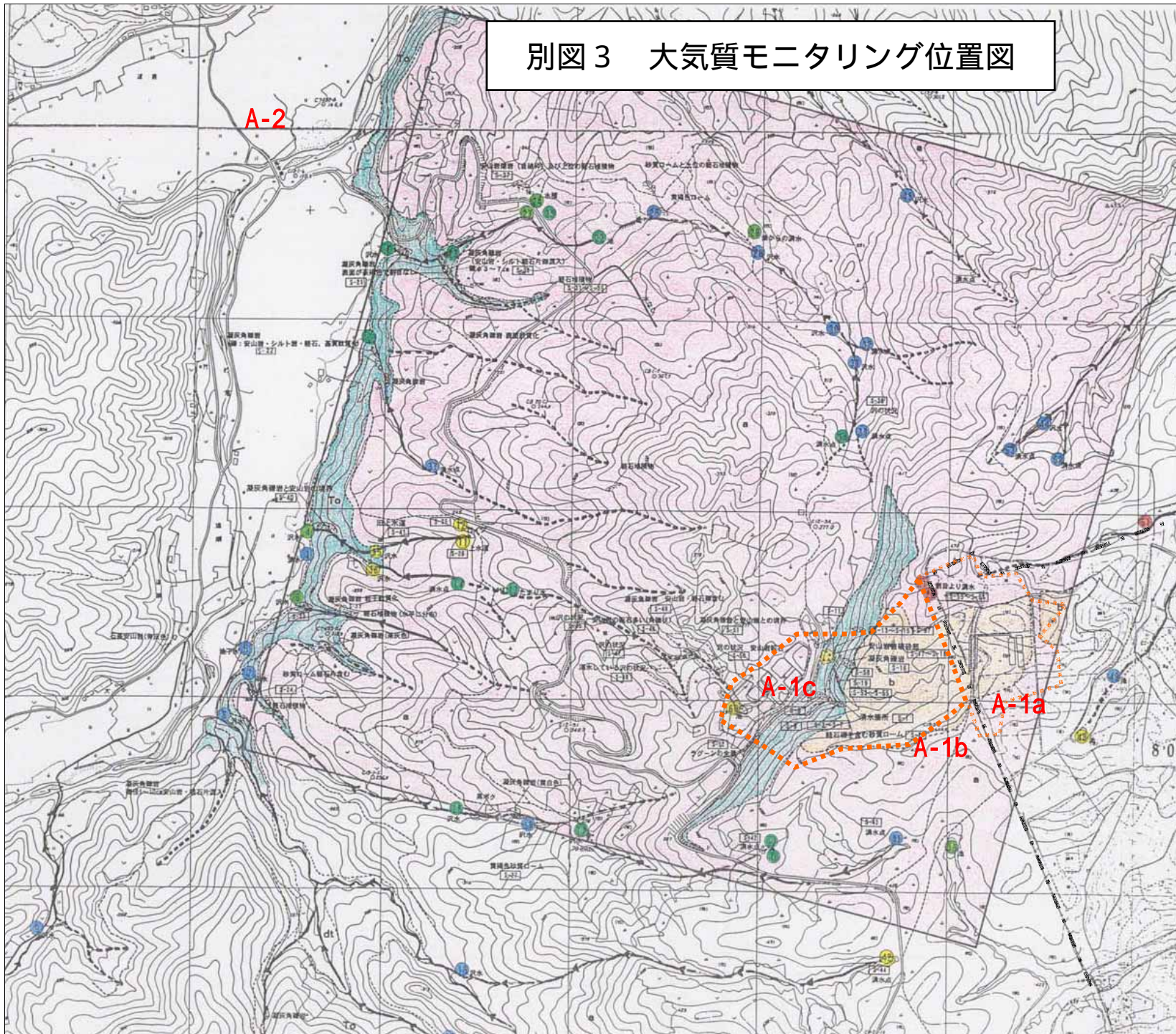
別図1 水質モニタリング位置図(周辺部)



別図2 水質モニタリング位置図(現場内)



別図3 大気質モニタリング位置図



別図4 騒音振動モニタリング位置図

